

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和8年6月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要
20260611	株式会社 ハネウマ(法人番号1370001025462) 代表者松川幸司	宮城県仙台市青葉区 柏木1-1-45	本店	宮城県仙台市青葉区柏木 1-1-45	輸送施設の使用停止 (170日車)、文書警告	法15条第1項第2号、 法第15条第4項	令和8年3月10日及び19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果5件の違反が認められた。、(1)整備管理者の選任届出違反(安全規則第3条の3及び道路運送車両法第52条)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)業務の記録義務違反【不実記載】(安全規則第8条)、(4)貨物軽自動車運転者等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の6第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)